

音威子府村過疎地域持続的発展市町村計画（案）に関する意見募集（パブリックコメント）要領

令和8年2月13日

1. 計画等の案の名称

音威子府村過疎地域持続的発展市町村計画【令和8年度～令和12年度】（案）

2. 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 音威子府村役場ホームページへの掲載
- (2) 音威子府村役場総務課地域振興室での閲覧
平日 8:30～17:15 まで

3. 意見等の募集期間

令和8年2月13日（金）～令和8年2月27日（金） ※郵送の場合は期間内必着

4. 対象者

- (1) 音威子府村に住所を有する方
- (2) 音威子府村に事務所又は事業所、事務局を有する団体
- (3) 音威子府村に在する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 音威子府村に在する学校に在学する方

5. 意見等の提出方法および提出先

- (1) 持参または郵送の場合

〒098-2501 中川郡音威子府村字音威子府 444-1

音威子府村役場 総務課 地域振興室

(2) FAX の場合 01656-5-3837

(3) 電子メール tiikishinkou@vill.otoineppu.hokkaido.jp

6. 意見募集結果の公表

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、ホームページ上で後日公表いたします。なお、住所、氏名は公表いたしません。

7. その他

(1) 意見の提出にあたっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。

(2) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報記載された意見、本計画と直接関係がないと判断できる意見は公表しない場合があります。

お問い合わせ先

音威子府村役場 総務課 地域振興室

TEL : 01656-5-3311

E-Mail : tiikishinkou@vill.otoineppu.hokkaido.jp